

参考資料 4 - 1

令和 2 年度 第 2 回大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会（概要）

1 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会の開催

(第 1 回) 令和 2 年 9 月 28 日（月）

(第 2 回) 令和 3 年 2 月 22 日（月）

《検討課題》

- ①相談事例の共有（本市相談窓口での事例、他都市での参考事例等）
- ②事例の検討（対応のポイント、法制度理解・認識の共有、解決困難事例等）
- ③事例を踏まえた効果的な取組、啓発手法の検討

2 相談窓口の対応状況

- ・障がい者を理由とする差別に関する相談窓口における対応状況（R2. 9～R3. 1）

(相談内容) 相談者の主訴に基づく。 (R2. 4～8)

不当な差別的取扱に関する相談	8 件	(5 件)	
合理的配慮の不提供に関する相談	5 件	(2 件)	
環境の整備に関する相談	2 件	(0 件)	
その他（要望・苦情等）	7 件	(5 件)	<u>計 22 件 (12 件)</u>

3 研修・啓発等

令和 2 年度障害者差別解消法に関する研修・啓発等の実績

《市民・事業者向け》

- ・あいサポート研修
- ・障がい者総合支援制度等における指定事業者・施設及び大阪市移動支援事業者集団指導
- ・障がい者差別解消に係る相談窓口の周知チラシ
- ・障がい者差別解消にかかる講演会

《市職員向け》

- ・障がい者福祉担当職員新任研修

4 令和 3 年度に向けて

- ・障がいの理解に関する啓発
- ・解決困難事例への対応
- ・障害者差別解消法、府条例の改正を踏まえた取組 他

参考資料 4 - 2

障がい^{しょう}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}と感じたら…

まずは窓口^{まどぐち}に相談^{そうだん}してください！

ふとう さべつ てきとりあつかい 不当な差別的取扱い

せいとう りゆう
正当な理由がないのに
しょう りゆう
障がいを理由として
サービス^{ていきょう}を提供しない など

ごう り てきはいりよ ふていきょう 合理的配慮の不提供

しょう ひと もと ないよう
障がいのある人の求める内容が
かじゅう ふたん
過重な負担にならないのに
はいりよ
配慮しない など

☞ たとえば…

しょう りゆう にゆうきよ ことわ
障がいがあることを理由に入居を断る



☞ たとえば…

にゆうきよ ご しゅうい しょう り かい
入居後も周囲に障がいのことを理解し
てもらえず、苦手なことを求められる



しょう ひと おお ほか ひと
●障がいのある人の多くは「他の人と
おな ち いき ふ つう く
同じように地域で普通に暮らしたい」
ねが
と願っています。

しょう ひと じゅうたくにゆうきよ
●しかし、障がいのある人が住宅入居
き ぼう ばくぜん ふ あん
を希望されても、漠然とした不安か
にゆうきよ きよひ や めし じぎょうしゃ
ら入居を拒否する家主さんや事業者
さんは少なくありません。

しょう ひと
●障がいのある人をどのようにすれば
う い よ かい けつ ほう ほう
受け入れられるか、良い解決方法を
いっしょ かんが じゅうよう
一緒に考えていくことが重要です！

しょう ひと おお まわ ひと
●障がいのある人の多くは、周りの人
から、障がいのことを過剰に詮索され
たり自分の苦手なことを求められ
たりしないか不安を抱いています。
とく ち てきしょう はったつしょう せい
●特に、知的障がいや発達障がい、精
しんしょう ひと なに とく い なに
神障がいのある人は、何が得意で何
が苦手かがわかりにくいので、周り
の人に誤解されやすいです。

たい じん かん けい
●そのために対人関係などでストレス
かか こ ば あい じゅうぶん
を抱え込む場合もあることを十分に
り かい はいりよ たいせつ
理解し、配慮することが大切です！



まどぐち そうだん
こんなことがあったら、窓口にご相談を！



障がい理由とする差別に関する相談窓口 (事業者等による障がいのある方への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口)

令和2年4月1日現在

●各区役所

	担当課(担当)	電話	FAX
北 区	政策推進課(連携推進)	06-6313-9743	06-6362-3821
都 島 区	保健福祉課(障がい者相談) まちづくり推進課(人権相談) 総務課(広聴相談)	06-6882-9857 06-6882-9734 06-6882-9683	06-6352-4584 06-6352-4558 06-6882-9787
福 島 区	企画総務課(企画推進) 市民協働課(地域活動支援)	06-6464-9683 06-6464-9743	06-6462-0792 06-6464-9987
此 花 区	市民協働課(教育支援・環境)	06-6466-9743	06-6462-0942
中 央 区	保健福祉課(保健福祉)	06-6267-9857	06-6264-8285
西 区	総務課(教育)	06-6532-9743	06-6538-7316
港 区	協働まちづくり推進課 (教育・人権啓発)	06-6576-9975	06-6572-9512
大 正 区	保健福祉課(福祉)	06-4394-9857	06-6553-1986
天王寺区	市民協働課(未来人材育成)	06-6774-9743	06-6774-9692
浪 速 区	市民協働課(教育・学習支援)	06-6647-9743	06-6633-8270
西淀川区	地域支援課(地域支援)	06-6478-9743	06-6478-5979
淀 川 区	政策企画課(広聴)	06-6308-9683	06-6885-0534
東淀川区	総務課 (広聴・広報・総合企画)	06-4809-9683	06-6327-1970
東 成 区	保健福祉課(障がい者福祉) 市民協働課(人権)	06-6977-9857 06-6977-9743	06-6972-2781 06-6972-2738
生 野 区	企画総務課(広聴) 地域まちづくり課(人権) 保健福祉課(保健福祉)	06-6715-9683 06-6715-9734 06-6715-9857	06-6717-1160 06-6717-1163 06-6715-9967
旭 区	保健福祉課(地域福祉) 市民協働課(市民協働) 企画総務課(企画調整)	06-6957-9857 06-6957-9734 06-6957-9683	06-6954-9183 06-6952-3248 06-6952-3247
城 東 区	保健福祉課(保健福祉) 市民協働課(市民活動支援)	06-6930-9069 06-6930-9093	06-6932-1295 06-6930-9040
鶴 見 区	総務課(教育担当)	06-6915-9734	06-6913-6235
阿倍野区	総務課(区政企画) 保健福祉課(福祉)	06-6622-9683 06-6622-9857	06-6621-1412 06-6629-1349
住之江区	保健福祉課(福祉)	06-6682-9857	06-6686-2039
住 吉 区	教育文化課(人権) 保健福祉課(障がい者福祉)	06-6694-9743 06-6694-9857	06-6692-5535 06-6692-9692
東住吉区	総務課	06-4399-9683	06-6622-9999
平 野 区	政策推進課	06-4302-9683	06-4302-9880
西 成 区	保健福祉課(福祉)	06-6659-9857	06-6659-9468

●各区障がい者基幹相談支援センター

	電話	FAX
北 区	06-6374-7888	06-6374-7889
都 島 区	06-6355-3701	06-6355-3702
福 島 区	06-6456-4107	06-6456-0561
此 花 区	06-6461-5055	06-6461-5056
中 央 区	06-6940-4185	06-6943-4666
西 区	06-6585-2550	06-6585-2550
港 区	06-6585-2211	06-6585-2212
大 正 区	06-6599-9161	06-6555-3520
天 王 寺 区	06-4302-5203	06-4302-5243
浪 速 区	06-6649-0421	06-6649-0421
西 淀 川 区	06-4808-3080	06-4808-3082
淀 川 区	06-6101-5031	06-6101-5032
東 淀 川 区	06-6325-9992	06-4307-3673
東 成 区	06-6981-0770	06-6981-0703
生 野 区	06-6758-2050	06-6756-0801
旭 区	06-4254-2339	06-6180-6901
城 東 区	06-6934-5858	06-6934-5850
鶴 見 区	06-6961-4631	06-6961-5525
阿 倍 野 区	06-6621-3830	06-6621-3830
住 之 江 区	06-6657-7556	06-4702-4738
住 吉 区	06-6609-3133	06-6609-3210
東 住 吉 区	06-6760-2671	06-6760-2672
平 野 区	06-6797-6691	06-6797-6691
西 成 区	06-6562-5800	06-6562-6677

●地域活動支援センター(生活支援型)

	電話	FAX
精神障害者地域生活支援センターすいすい(東成区)	06-6977-0114	06-6975-9955
地域生活支援センターサワサワ(西成区)	06-4392-8720	06-4392-3331
ふれあいの里地域活動支援センター(西成区)	06-6659-2672	06-6659-2673
地域活動支援センターこころの相談室リーフ(東淀川区)	06-6815-8975	06-6815-8976
地域生活支援センターふらっとめいじ(西区)	06-6541-6668	06-6541-6658
地域活動支援センターもくれん(東住吉区)	06-6609-8500	06-6608-1922
地域活動支援センターこころの相談ネット ふうが(住吉区)	06-6678-9205	06-6678-7573
”COCOLO”相談支援センター(淀川区)	06-6308-7209	06-6308-7220
障害者支援施設アテナ平和(地域活動支援センター アクセス)(阿倍野区)	06-6629-2165	06-6629-2063

●大阪市人権啓発・相談センター

(人権相談専用)	06-6532-7830	06-6531-0666
----------	--------------	--------------

参考資料 4 - 3

大阪府条例第八十一号

大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例

大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十八年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第二条 (略) 2 (略) 一 相談事案 法第八条第一項及びこの条例第七條に規定する事項に係る障害者及びその家族その他の支援者（以下「障害者等」という。）並びに事業者からの相談の事案をいう。 二 (略) 第六条 (略) (事業者による必要かつ合理的な配慮) 第七条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者からの現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（当該障害者がその意思を表明することが困難な場合にあつては、その家族その他の支援者が当該障害者を補佐して行う意思の表明）があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態にふして、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。 第八条 (略) (協議会への諮問等) 第九条 (略) 2 - 4 (略) 5 (略) 一 法第八条第一項及びこの条例第七条に規定する事項に係る紛争の事案（以下「紛争事案」という。）を解決するためのあつせん 二 (略) 6・7 (略) (あつせんの求め) 第十条 相談事案に係る障害者等は、法第八条第一項又はこの条例第七条の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第八条第三項の規定により広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、紛争事案の解決のため、あつせんを求めることができる。ただし、当該あつせんの求めをすることが当該障害者の意に反することが明らかで	(定義) 第二条 (略) 2 (略) 一 相談事案 法第八条に規定する事項に係る障害者及びその家族その他の支援者（以下「障害者等」という。）並びに事業者からの相談の事案をいう。 二 (略) 第六条 (略) 第七条 (略) (協議会への諮問等) 第八条 (略) 2 - 4 (略) 5 (略) 一 法第八条第一項に規定する事項に係る紛争の事案（以下「紛争事案」という。）を解決するためのあつせん 二 (略) 6・7 (略) (あつせんの求め) 第九条 相談事案に係る障害者等は、法第八条第一項の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第七条第三項の規定により広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、紛争事案の解決のため、あつせんを求めることができる。ただし、当該あつせんの求めをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められると

あると認められるときは、この限りでない。 2 (略) (あつせん) 第十一条 (略) 2 合議体は、前条第一項の規定によるあつせんの求めがあつたときは、当該あつせんの求めに係る紛争事案が法第八条第一項又はこの条例第七条の規定に違反する取扱いに係るものでないと認めるときその他あつせんを行うことが適当でないと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。 3—6 (略) 第十二条—第十四条 (略) (罰則) 第十五条 第九条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	きは、この限りでない。 2 (略) (あつせん) 第十条 (略) 2 合議体は、前条第一項の規定によるあつせんの求めがあつたときは、当該あつせんの求めに係る紛争事案が法第八条第一項の規定に違反する取扱いに係るものでないと認めるときその他あつせんを行うことが適当でないと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。 3—6 (略) 第十一条—第十三条 (略) (罰則) 第十四条 第八条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

2 大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
別表第一（第二条関係） 一 (略) <table> <tr> <th>名称 (略)</th><th>担任する事務 (略)</th></tr> <tr> <td>大阪府消費者被害者協議会</td><td>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十八条第一項及び第三項に規定する事項並びに大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十八年大阪府条例第三号）第九条第一項に規定する事項、同条第五項第二号に掲げる事項、同条例第十二条第一項の規定による勧告の求め及び同条例第十三条第三項の意見の申述についての調査審議並びに同条例第九条第五項第一号に掲げるあつせんに関する事務</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 二—四 (略)	名称 (略)	担任する事務 (略)	大阪府消費者被害者協議会	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十八条第一項及び第三項に規定する事項並びに大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十八年大阪府条例第三号）第九条第一項に規定する事項、同条第五項第二号に掲げる事項、同条例第十二条第一項の規定による勧告の求め及び同条例第十三条第三項の意見の申述についての調査審議並びに同条例第九条第五項第一号に掲げるあつせんに関する事務	(略)	(略)	別表第一（第二条関係） 一 (略) <table> <tr> <th>名称 (略)</th><th>担任する事務 (略)</th></tr> <tr> <td>大阪府消費者被害者協議会</td><td>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十八条第一項及び第三項に規定する事項並びに大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十八年大阪府条例第三号）第八条第一項に規定する事項、同条第五項第二号に掲げる事項、同条例第十一条第一項の規定による勧告の求め及び同条例第十二条第三項の意見の申述についての調査審議並びに同条例第八条第五項第一号に掲げるあつせんに関する事務</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 二—四 (略)	名称 (略)	担任する事務 (略)	大阪府消費者被害者協議会	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十八条第一項及び第三項に規定する事項並びに大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十八年大阪府条例第三号）第八条第一項に規定する事項、同条第五項第二号に掲げる事項、同条例第十一条第一項の規定による勧告の求め及び同条例第十二条第三項の意見の申述についての調査審議並びに同条例第八条第五項第一号に掲げるあつせんに関する事務	(略)	(略)
名称 (略)	担任する事務 (略)												
大阪府消費者被害者協議会	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十八条第一項及び第三項に規定する事項並びに大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十八年大阪府条例第三号）第九条第一項に規定する事項、同条第五項第二号に掲げる事項、同条例第十二条第一項の規定による勧告の求め及び同条例第十三条第三項の意見の申述についての調査審議並びに同条例第九条第五項第一号に掲げるあつせんに関する事務												
(略)	(略)												
名称 (略)	担任する事務 (略)												
大阪府消費者被害者協議会	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十八条第一項及び第三項に規定する事項並びに大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十八年大阪府条例第三号）第八条第一項に規定する事項、同条第五項第二号に掲げる事項、同条例第十一条第一項の規定による勧告の求め及び同条例第十二条第三項の意見の申述についての調査審議並びに同条例第八条第五項第一号に掲げるあつせんに関する事務												
(略)	(略)												